

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題） 第一次移送(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780</a>

在米大

ソカ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政選外務省  
 務務 典房  
 次次  
 臣官官密審長長  
 儀総人厚計  
 儀文会管給

国資長  
 参調析企  
 参領旅移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 参北北  
 中南  
 参西東洋  
 参西東

近ア長  
 参審近ア  
 次総経國万

長経協長  
 参質統  
 参政技二  
 国一理

長国  
 参政経科

長情長文  
 参道内外  
 一二

総番号(TA) 2-18 主管  
 71年 月 6日 19時 15分 米 国 発 着 米紙1  
 71年 月 5日 09時 01分 本 省 着 米紙1

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ ドクガス撤去 (オヴザーヴァー)

第14号 極秘 至急 (ゆう先処理)

ドクガス積み出しの際のオヴザーヴァー立合いの件に関し、4日国防省安全保障局シニア日本課長に対しサトウをして政府オヴザーヴァーに報道関係者の入れない地点への立入りを認めるよう配慮方打しんせしめたところ、先方は、当方の意図は了解するも積み出しのアレンジメントは安全対策についての責任をもつランバート高等弁務官にまかせてあり、国防省は計画に最終的な了承を与える立場にあつても、現地から請訓して来ない限り、計画の詳細について指示を出すことは出来にくい事情にある旨説明するとともに、日本側の希望実現のための最善の方策はランバート高等弁務官を説得することにある旨述べた。

ついで、前記応しゆう振りに言及の上、現地米側関係者に対し、アプローチされては如何かと存ずる。

(了)

外務省

極秘

ソカ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政選外務省  
 務務 典房  
 次次  
 臣官官密審長長  
 儀総人厚計  
 儀文会管給

国資長  
 参調析企  
 参領旅移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 参北北  
 中南  
 参西東洋  
 参西東

近ア長  
 参審近ア  
 次総経國万

長経協長  
 参質統  
 参政技二  
 国一理

長国  
 参政経科

長情長文  
 参道内外  
 一二

総番号(TA) 735 主管  
 71年 1月 8日 16時 15分 米 国 発 着 米紙1  
 71年 1月 9日 08時 07分 本 省 着 米紙1

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

どくガス移送の抗議に関する米紙報道

第53号 平 至急

8日付ワシントン・ポストは外電らんで" GAS PROTEST" という見出しの下に、オキナワの左よぐが米軍によるからしガスの島内輸送を力でせ止するといかくし、からしガス通過におびえたまぢの住民も抗議に加わつた旨短かく報じている。

(了)

外務省

71

ノカト  
 大政事外務省  
 事務次長 典房  
 官舎審長 長  
 官舎電厚計  
 官舎文営給  
 官舎  
 参調析企  
 参領隊移  
 参地中東  
 参北東西  
 参北北保  
 参一  
 参西東洋  
 参西東  
 参近ア  
 参給経国万  
 参習統  
 参政技二  
 参国一理  
 参参務理  
 参政経科  
 参社専  
 参通内外  
 参一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

364

電信写

総番号 (TA) 286  
 年 月 日 時 分 米 国 本 省 着 米北1  
 年 月 日 時 分

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ・ドクガス撤去 ( // 日のデモに関する米紙報道 )

第76号 平 至急  
 // 日付ワシントン・ポストとボルチモア・サンは各々、  
 " PROTESTERS DAMAGE U. S. BU  
 ILDINGS IN OKINAWA" (ポスト)、  
 " 200 ATTACK OKINAWA BASES A  
 FTER DELEY IN GAS REMOVAL"  
 (サン) との見出しの下に // 日早朝のデモに関し報じて  
 いるところ。右要旨次のとおり。

1. ワシントン・ポスト
- (1) // 日午前5時ころ約100名のデモ隊がいしやたけぼうをもつて米軍のドクガス撤去計画に抗議するため、米軍の化学部隊 (第25部隊) の基地内に乱入し、兵しやや事務所のまど / 4 を打ちこわし、車 / 台のまどをすべて破損した後、米軍により追いはらわれた。その間少くとも米軍人 / 名が負しようした。
  - (2) この事件はランバート高等弁務官がヤラ主席との会

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

談後ドクガスの輸送を2日間延期すると発表した数時間後  
 起つたものである。

(3) 10日よるには1000-5000人のヘルメット  
 すがたのデモ隊が動員され、ドクガス移送に際しての一般  
 市民きよ住地域通過につき安全措置が強化されなければ輸  
 送を実力でふんさいするといかくした。

(4) 10日よるまで米軍関係者は、これまでのけい発活  
 動によりカラシガス移送についての島民の支持を得たと信  
 じていた。

2. ボルチモア・サン  
 AP電により、ほぼ上記ポストの記事と同趣旨の内容を報  
 じているほか。

(1) 事件の事実関係につき100名がチバナ弾やくこに  
 乱入せんとしてそ止され、また他の100名がキャンプ・  
 ハーグの正門とつ破をはかつたがそ止されたことまた。

(2) ドクガスの移送延期の決定については移送作業の安  
 全性につきオキナワけん民間に意見の相違があるとの理由  
 によるヤラ主席の要請をうけてなされたことを報じている。

(丁)



注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

でもあつた。オキナワの指導者層は返かんにより出来るだけ多くの土地を取りもどそうとしている。

4. 日本政府筋はこの問題に彼ら自身の理由をつけ加えて米國に若干の基地の返かんを迫っている。ワシントンに現在オキナワの地主から基地の土地を賃借りするため毎年見額額/200万ドルを支払っている。しかし返かん後は日米安保協定の下に日本政府が賃料を払って関連地域を米國に基地として提供することになるが、地代が値上り傾向にあり、かつ日本政府がオキナワの新しい施政者としてかゝる大きさを示すという強い政治的圧力の下におかれるため地代費用は年2000万ドルを超すとの見方もある。日本側は米國が現在使用している土地の多くを米軍基地の効率をきずつけることなく放棄できると主張する。それに対し米國は返かん前の大規模な土地返かんに反対しつつ、將來の問題としては返かんされる地域が段々増加するとほのめかしている。

5. 基地関係の土地問題は日米関係、米オキナワ関係だけでなく次第にびみようになりつつある日本とオキナワの關係に影響のある特別な心理的重要性を持つている。オキナワ住民はあらゆる面で日本本土との平等になることに執念をもちしており、米國が日本本土から12,000名の撤兵を行なうことを発表した時に日本政府が大規模な米軍基

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

地をオキナワに存続させる意図をもっていることはいきどおりを感じている。

(了)

(回覧番号 174) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限	符号表示 暗 略 平 合第 290 号	総第 21 138 - 2 号 昭和 年 月 日 時 分 発 JAN 21 2053 発電係
部の内号	大至急・至急・普通・LTF	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 R 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 米比 1 起案 昭和 46 年 1 月 19 日 加藤 2466
---------------------------------------	--	---

協議先  
① 米比 1  
② 米比 2

米牛場 大使 臨時代理大使  
在 沖繩 高瀬 総領事 代理 愛知 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使  
報 在 総領事 代理 愛知

件名  
沖繩の毒ガス撤去

下記の諸点を知りたいので調査の上回電ありたい。

1. (在米大において) ジョージア島のガス貯蔵施設の建設工事の完成予定時期及び毒ガス兵器の持込みが可能

写 済  
324

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

となる時期。(なお、できれば作業がどの時期に何パーセント完成して行く計画なりや、工事段階についても同じ。)

2. (沖縄において) 搬送経路変更向題等については、米側が琉政と協議を行なうべきことであるが、琉政の行政能力には限界があり、機密保持の点でも必ずしも問題なしとせず、いったん上記協議の内容等が漏洩した場合は世論の反響の問題も惹起される恐れがあるので、上記協議に先立ち、適宜我々と密接な連絡を保持し協議を行なうことが望ましく、米側の感触。

GB-3

外務省

(なお、19日協議委の自由討議に際し、山中総務長官より、18日の同長官・ラ  
ンパート高等弁務官会談に触れつつ、  
④) 19日周議後、住民及びすべての  
関係者の了承がえられるような経路  
の建設費用の半額を日本政府が負担  
することにつき総理の了承をえられたの  
で、米側もこの点をふまえて本件に  
つき至急検討ありたい旨、なお④)上  
記④)の事実は既にプレスに対し発  
表済みなる旨述べたところ、マイヤ  
大使は、経路変更については検討す  
るが、米側はそれ以外にも種々の可  
能性を検討していたところであり、  
上記日本側決定が米側との事前協

議を経ずにプレスに公表されたことは  
他の方途の検討を困難にするもので  
あり、誠に遺憾である旨応答した経  
緯があるのでお含みまで。) )

本電あて先：米・沖縄

(3)



(回覧番号) 173 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘の未印) 符号表示 暗 略 平 略 平 略 平

総第 210072 号

昭和 年 月 日 時 分 送

第 110 号

大至急 至急 普通・LTF 発電係

主管 主管局部課(室)名

アメリカ局長 北米一課

事務次官 参事官 北米一課長

起案 昭和46年1月19日

起案者 加藤 電話番号 2466

協議先

田中 米行

在末 牛場 大使 臨時代理大使

あて 愛知 大臣 發

總領事 代理

沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使

在 シアトル 林田 代理

ポートルント 越智 總領事

件名

沖繩の毒ガス撤去

客年沖繩米電オ674号に於し、

冒頭米電の住民避難に関する規定(米国内では

半径最大48キロ最小1.8キロ以内の住民は避難させること

安全基準があるとする内容のもの)については、移送作業安全

確認のための日本政府派遣団訪沖の際

冒頭米電に於て、

写 済

1/19

~~冒頭米電一次沖あり~~ 明らかであるが、

今般の沖一次毒ガス搬出に当りて在沖

関係者の中には依然として上記の如

き避難基準の存在を根強く信じている

向きもあることが判明した。

2. 近く国会も再開されることであるので、

念のため、件の出所につき責任国当局

等につき調査ありたく、結果回電あり

たい。(なお、社会党 梅崎 代議士は

本件は過般 オレゴン州への毒ガス移送

が問題になっていた頃、ワシントン州の関係

団体より米国(連邦)議会に提出された資

料に基づく関係者に述べられていた経緯がある。

御参考まで。) 沖繩、ポートルント、シアトルに転電した。

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b>	符号表示 暗 略 平 <b>暗</b>	総第 <b>23 152-2</b> 号	(※印刷内は電信課記入)
第 <b>1</b> 号		昭和 <b>16</b> 年 <b>1</b> 月 <b>23</b> 日 時 <b>17</b> 分	
大至急 (至急) 普通 LTF		発電係 <b>(3)</b>	

  

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協理先	主管 アメリ局長 三田吉郎 比朱才一	主管局部課(室)名 朱局長 起案 昭和16年1月23日 起案者 比朱才一 電話番号 2465
朱局長 朱保長 朱局長		
在 朱牛場 大使 伊能高徳 総領事	臨時代理大使 代理	あて 愛知 大臣 発
電 在 大使 臨時代理大使 報 総領事 代理 あて		
件名 ( 部内連絡 )		
22日 朱寄部内連絡の内( 極秘の印を )		
1. 21日 マ代-大使はアメリ局長 に対し( 極秘 ) 以て次の如く内話した。 2. 朱当局は 二の谷と 二の谷島 財 産施設、申請業者 に対し 600万円に ( 27月1日 まで ) 完成させたことと( 後述 )		

283

2

約束した。(二火に於ては計能) 及び兵器  
は 5月末 12日 搬出可能と有る。  
類は極く速く(国務省) 発表すべしと有る。  
(2)と(3)が 月下取沙汰 工火 21日 新輸送  
経路 道路建設等に 数ヵ月 といふ  
長期を要し して 上期 期日に 向はる  
右の如く、この工火 一次 といふ輸送路  
を 使用すべしと有る。  
(3)が 意味する 23 19日の 山中 大臣に於  
て 道路建設費 半額 日本政府に担はる  
一方の 発表は 極めて エンゲージングで、頭を  
痛めた。結果として 新経路 といふこと  
が 有る。朱側の 追加支出は ない  
が 有る。 該公の 説明が  
つかない。  
以上を お察しの上、 現地 情勢を 勘察し

3

本一途を踏む使用が ~~地元の~~ 地元を踏む  
 せし見込みが本件、おとせ分、如何あり  
 措置 ~~（おとせ分）~~ (例之が、見舞金支出あり)  
 如考之ふらふ  
 意見は同電ありあり。  
 本電ありあり：米、沖縄

GB-3

外務省

(回覧番号 203) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 23 116 号
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">秘 無期限</div>	第 130 号	昭和 46 年 1 月 23 日 時 分 発
大至急・至急・普通・LTF		発電係 2V

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和 46 年 1 月 23 日 起案者 電話番号 安藤 2466
---	-------------------------------	---

協議先  
 田中 米保  
 米保

在米 牛場 (大使) 臨時代理大使  
 総領事 代理 代理 代理  
 あて 愛知 大臣 発

電報 在カンフランシエ 原 (大使) 臨時代理大使  
 件名 代理 代理 代理  
 沖繩毒ガス撤去問題

本23日付朝日新聞朝刊には、カリフォルニア各紙は、  
 発日イタ電として、米国ユタ州キャリヨンで  
 21日羊約1,000頭が死んだと云う。同市  
 (68年陸軍の毒ガス実験が原因で  
 約6,500頭の羊が死んだ)と付近の農民

(※印刷内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

179

から告訴される事件のあったダグウェイの近郊に  
 21日羊約1,000頭が死ぬという事件が発生  
 し、目下その原因につき調査中。~~(なお、議  
 員は、陸軍当局は、1969年11月以来、当該  
 地域に毒ガス (toxic agents) のテストを  
 行なっていない旨確言している。私、同  
 議員は、原子力委員会に対し、昨年12月  
 18日、ネバダの核実験による放射能の  
 影響はないが否かにつき調査を要請  
 している旨述べた由。)~~この記事を掲  
 げていると、在沖縄米軍毒ガス兵器  
 撤去問題との関連あり。私、国会開会  
 中のことでもあるので、本件事実関係につ  
 き念のため調査の上、結果回答あり。

ソカヒ

大政事外外備宣  
 務務 典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 儀総入電厚計  
 儀儀 営給  
 国資長領移長  
 参調析企  
 参領旅移

ア 参地中東  
 長 北東西  
 参北北  
 中 二  
 南 参西東洋  
 長 西東

近ア長  
 参審近ア  
 次総経国万  
 長 参買納国  
 参政技二  
 国一理  
 参条協協  
 参政経科  
 専社専  
 参道内外  
 長 文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

267

電信写

総番号(TA) 2025 米 国 発着 米北  
 71年 1月 25日 20時 45分  
 71年 1月 26日 11時 00分 本省

外務大臣殿 牛場大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワのどくガス撤去(ユタ州のヒツジ死ぼう事件)

第189号 平 至急

貴電米北/第133号に関し。

1. 23日当地紙は、今回の事件を調査したユタ州立大学のどく草研究所主任教授(WAYNE BINNS)が  
 (イ) かいぼうの結果、今回の約1400頭のヒツジの死ぼう原因はHALOGETONとよばれる西部のぼく草地に多いどく草を食べたためとみられること。(ロ) 同じ原因による事件として、1965年に、一やに900頭のヒツジが死んだ事件があり、10頭ないし15頭の死ぼう事件は毎年起きていること。(ハ) いずれにせよ、今回の事件は、どくガスや核実験とは無関係なることを述べた旨報じている。

2. 上記に関連して、館員をして、陸軍省(どくガス関係)及び原子力委員会(核実験)の見解を求めせしめたところ。(イ) 陸軍省は、米陸軍としては、公法第91-190号の制定以来、一度も空中のどくガス実験を行なっていないとし、また、(ロ) 原子力委員会はこの種の事故が

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

おきるためには約10,000レントゲンの放射能の直射を必要とし、それは直接ひ爆以外にないとし、各々今回の事件とどくガスないし核兵器実験との関係を否定している。

(丁)

外務省

坂田 三郎  
20-11232  
(2/16 研)

アメリカ局長  
参事官  
参事官  
北米第一課長

秘密標記 (赤色)

第 705 号  
昭和 46 年 1 月 26 日  
外務大臣 殿  
(2/16 研)

在 牛場 大使  
[Seal]

要  
首席事務官  
方  
渉外調査  
漁業  
航空  
科学協力  
建設調整  
調査  
子分  
局業務

46.1.29

(件名) 有償軍事援助  
米對外軍事販売法テキスト送付

引用公・電信  
日付・番号

今般、昨年12月31日議会を通  
過した修正對外軍事販売法  
(Foreign Military Sales Act) のテ  
キストを入手したので別添1号送

付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
省内写配布希望先:

付申し上げる。  
なお同修正法には次の内容が  
含まれてゐるので申し添へる。

1. 第3条(比)：公海上(沿岸より  
12マイル)の未国漁船を拿捕  
等した国に対す一年間の販売  
等の差し止め及び他の特例。
2. 第12条：いわゆるトビキリ  
決議の失効。
3. 第13条：沖縄からの未国  
への化学兵器移送に伴う換  
出金の制限。



Public Law 91-672.  
91st Congress, H. R. 15628  
January 12, 1971

### An Act

84 STAT. 2053

To amend the Foreign Military Sales Act, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, That subsection (b) of section 3 of the Foreign Military Sales Act (22 U.S.C. 2753(b)) is amended to read as follows:

"(b) No sales, credits, or guaranties shall be made or extended under this Act to any country during a period of one year after such country seizes, or takes into custody, or fines an American fishing vessel for engaging in fishing more than twelve miles from the coast of that country. The President may waive the provisions of this subsection when he determines it to be important to the security of the United States or he receives reasonable assurances from the country involved that future violations will not occur, and promptly so reports to the Speaker of the House of Representatives and the Committee on Foreign Relations of the Senate. The provisions of this subsection shall not be applicable in any case governed by an international agreement to which the United States is a party."

Sec. 2. Section 31 of such Act (22 U.S.C. 2771) is amended—

(1) by striking out of subsection (a) "not to exceed \$296,000,000 for the fiscal year 1969" and inserting in lieu thereof "not to exceed \$250,000,000 for each of the fiscal years 1970 and 1971"; and

(2) by striking out of subsection (b) "during the fiscal year 1969 shall not exceed \$296,000,000" and inserting in lieu thereof "shall not exceed \$340,000,000 for each of the fiscal years 1970 and 1971".

Sec. 3. Section 33 of such Act (22 U.S.C. 2773) is amended—

(1) by striking out of subsection (a) "the fiscal year 1969" and inserting in lieu thereof "each fiscal year"; and

(2) by striking out of subsection (b) "the fiscal year 1969" and inserting in lieu thereof "each fiscal year".

Sec. 4. The last paragraph of section 1 of such Act (22 U.S.C. 2751) is amended by striking out "denying social progress" and inserting in lieu thereof "denying the growth of fundamental rights or social progress".

Sec. 5. It is the sense of Congress that (1) the President should continue to press forward urgently with his efforts to negotiate with the Soviet Union and other powers a limitation on arms shipments to the Middle East, (2) the President should be supported in his position that arms will be made available and credits provided to Israel and other friendly states, to the extent that the President determines such assistance to be needed in order to meet threats to the security and independence of such states, and (3) if the authorization provided in the Foreign Military Sales Act, as amended, should prove to be insufficient to effectuate this stated policy, the President should promptly submit to the Congress requests for an appropriate supplementary authorization and appropriation.

Sec. 6. It is the sense of the Congress that—

(1) the President should immediately institute a thorough and comprehensive review of the military aid programs of the United States, particularly with respect to the military assistance and sales operations of the Department of Defense, and

Foreign Military Sales Act, amendments.

82 Stat. 1322. Sales, credits, etc., restriction.

Waiver; report.

Exception.

Foreign military sales credits, ceiling.

Foreign military sales, ceiling.

Policy statement.

Sales to the Middle East.

Military aid programs, review.

Conventional arms trade, etc., Presidential action.

(2) the President should take such actions as may be appropriate—

(A) to initiate multilateral discussions among the United States, the Union of Soviet Socialist Republics, Great Britain, France, West Germany, Italy and other countries on the control of the worldwide trade in armaments,

(B) to commence a general debate in the United Nations with respect to the control of the conventional arms trade, and

(C) to use the power and prestige of his office to signify the intention of the United States to work actively with all nations to check and control the international sales and distribution of conventional weapons of death and destruction.

International Fighter aircraft. 82 Stat. 1320; 22 USC 2751 note. 75 Stat. 424. 22 USC 2151 note.

Sec. 7. Unless the sale, grant, loan, or transfer of any International Fighter aircraft (1) has been authorized by and made in accordance with the Foreign Military Sales Act or the Foreign Assistance Act of 1961, or (2) is a regular commercial transaction (not financed by the United States) between a party other than the United States and a foreign country, no such aircraft may be sold, granted, loaned, or otherwise transferred to any foreign country (or agency thereof) other than South Vietnam. For purposes of this section, "International Fighter aircraft" means the fighter aircraft developed pursuant to the authority contained in the proviso of the second paragraph of section 101 of Public Law 91-121 (relating to military procurement for fiscal year 1970 and other matters).

83 Stat. 204. Excess defense articles. 22 USC 2301.

Sec. 8. (a) Subject to the provisions of subsection (b), the value of any excess defense article granted to a foreign country or international organization under part II of the Foreign Assistance Act of 1961 shall be considered to be an expenditure made from funds appropriated under that Act for military assistance. When an order is placed under the military assistance program with the military departments for a defense article whose stock status is excess at the time ordered, a sum equal to the value thereof shall (1) be reserved and transferred to a suspense account, (2) remain in the suspense account until the excess defense article is either delivered to a foreign country or international organization or the order therefor is cancelled, and (3) be transferred from the suspense account to (A) the general fund of the Treasury upon delivery of such article or (B) to the military assistance appropriation for the current fiscal year upon cancellation of the order. Such sum shall be transferred to the military assistance appropriation for the current fiscal year upon delivery of such article if at the time of delivery the stock status of the article is determined, in accordance with sections 644 (g) and (m) of the Foreign Assistance Act of 1961, to be nonexcess.

Transfer of funds.

22 USC 2403.

(b) The provisions of subsection (a) shall apply during any fiscal year only to the extent that the aggregate value of excess defense articles ordered during that year exceeds \$100,000,000.

"Value."

(c) For purposes of this section, "value" means not less than 33 1/3 per centum of the amount the United States paid at the time the excess defense articles were acquired by the United States.

(1) The President shall promptly and fully inform the Speaker of the House of Representatives and the Committee on Foreign Relations and the Committee on Appropriations of the Senate of each decision to furnish on a grant basis to any country excess defense articles which are major weapons systems to the extent such major weapons system was not included in the presentation material previously submitted to the Congress. Additionally, the President shall also submit a quarterly report to the Congress listing by country the total value of all deliveries of excess defense articles, disclosing both the aggregate original acquisition cost and the aggregate value at the time of delivery.

Presidential note to Congress.

Report to Congress.

Sec. 9. In considering a request for approval of any transfer of a defense article to another country under section 505 (a) (1) and (a) (4) of the Foreign Assistance Act of 1961, and section 3(a) (2) of the Foreign Military Sales Act, the President shall not give his consent to the transfer unless the United States itself would transfer the defense article under consideration to that country. In addition, the President shall not give his consent under such sections to the transfer of any significant defense articles on the United States Munitions List unless (1) the foreign country requesting consent to transfer agrees to demilitarize such defense articles prior to transfer, or (2) the proposed recipient foreign country provides a commitment in writing to the United States Government that it will not transfer such defense articles, if not demilitarized, to any other foreign country or person without first obtaining the consent of the President.

Transfer approval. 75 Stat. 436; 81 Stat. 456. 22 USC 2314. 82 Stat. 1322. 22 USC 2753. Restrictions.

Sec. 10. (a) Notwithstanding any provision of law enacted before the date of enactment of this section, no money appropriated for foreign assistance (including foreign military sales) shall be available for obligation or expenditure—

Foreign assistance appropriations, limitations, limitation.

(1) unless the appropriation thereof has been previously authorized by law; or

(2) in excess of an amount previously prescribed by law.

(b) To the extent that legislation enacted after the making of an appropriation for foreign assistance (including foreign military sales) authorizes the obligation or expenditure thereof, the limitation contained in subsection (a) shall have no effect.

(c) The provisions of this section shall not be superseded except by a provision of law enacted after the date of enactment of this section which specifically repeals or modifies the provisions of this section.

Exception.

Definitions.

Sec. 11. For purposes of sections 8 and 9—

(1) "defense article" and "excess defense articles" have the same meanings as given them in section 644 (d) and (g), respectively, of the Foreign Assistance Act of 1961; and

(2) "foreign country" includes any department, agency, or independent establishment of the foreign country.

22 USC 2403.

Sec. 12. The joint resolution entitled "Joint resolution to promote the maintenance of international peace and security in Southeast Asia", approved August 10, 1964 (78 Stat. 384; Public Law 88-408), is terminated effective upon the day that the second session of the Ninety-first Congress is last adjourned.

Termination.

50 USC app. preo. 1 note.



Chemical  
munitions  
transportation,  
fund restric-  
tion.

"United  
States."

SEC. 13. No funds authorized or appropriated pursuant to this or any other law may be used to transport chemical munitions from the Island of Okinawa to the United States. Such funds as are necessary for the detoxification or destruction of the above described chemical munitions are hereby authorized and shall be used for the detoxification or destruction of chemical munitions only outside the United States. For purposes of this section, the term "United States" means the several States and the District of Columbia.

Approved January 12, 1971.

LEGISLATIVE HISTORY:

HOUSE REPORTS: No. 91-869 (Comm. on Foreign Affairs) and No. 91-186 (Comm. of Conference).  
SENATE REPORT No. 91-865 (Comm. on Foreign Relations).  
CONGRESSIONAL RECORD, Vol. 116 (1970):  
Mar. 24, considered and passed House.  
May 13-15, 18-22, 25-28, June 1-5, 8-12, 15-19, 22-26, 29, 30, considered and passed Senate, amended.  
June 30, Senate asked for conference.  
July 9, House agreed to conference.  
Dec. 31, House and Senate agreed to conference report.

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>秘</b>	符号表示 暗 <b>略</b> 平	※ 総第 <b>27 185</b> 号
	※ 第 <b>175</b> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 <b>JAN 27 21 30</b>
	大至急 <b>至急</b> 普通・LTF	※ 発電係 <b>藤</b>

電信課長  
代 符

(※印欄内は電信課記入)

主管 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 榎本 北米才一課長	主管局部課(室)名 <b>米北1</b> 起案 昭和 <b>26</b> 年 月 日 起案者 電話番号 <b>加藤 2465</b>
---	-------------------------------------	--

協議先

在米 **中野(大) 臨時代理大使** あて **5/30** 大臣発  
総領事 代理

電 在 大使 臨時代理大使 あて  
転 報 総領事 代理

件名 **沖縄の毒ガス撤去**

往電米北1第110号に付し

280より予算委審議開始予定と云ふ

本件につき緊急調査ありたく、中旬報告のりて

回電ありたし。

写 済

(昭和四二・七一改正)





(回覧番号) ) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 略 平 総第 30 141 号

暗 略 平 第 193 号 昭和 30 年 JAN 30 15 28

大至急 (至急・普通・LTF) 発電係 杉村

主管 米北局長

主管局部課 (室) 名 北米1

起案 昭和 30 年 1 月 30 日

起案者 電話番号 12中 2465

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

協議先 安全保障課長

在 米 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 米北局長

あて 外務大臣 発

電 報 在 沖繩高松 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 米北局長

件名 沖繩毒ガス撤去

往電米北1才 185号に附レ

2月1日閣僚の衆議院予算委員会におい  
て、橋崎弥之助議員(社会党)より沖繩の  
毒ガス兵器撤去について詳細な質問がなされ、  
これに答へ、早急な対応を要する旨を述べた。

沖繩の毒ガス兵器撤去 (折りが之) (17)

72  
写  
済

(回覧番号) ) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 略 平 総第 30 142 号

暗 略 平 第 194 号 昭和 30 年 JAN 30 15 28

大至急 (至急・普通・LTF) 発電係 杉村

主管 米北局長

主管局部課 (室) 名 北米1

起案 昭和 30 年 1 月 30 日

起案者 電話番号 12中 2465

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

協議先

在 米 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 米北局長

あて 外務大臣 発

電 報 在 沖繩高松 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 米北局長

件名 在沖繩毒ガス撤去

往電米北1才 193号に至急米内書記官  
に連絡ありた。

(17)

35  
写  
済

昭和四二・七二 改正

昭和四二・七二 改正

- ソカヒ
- 大政事外外儀官
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長長
- 儀儀人電厚計
- 儀儀文會管給
- 儀儀
- 國資長領移長
- 參調折企
- 參領旅移
- 參地中東
- 長北東西
- 長北北保
- 中南審
- 歐參西東洋
- 長西東
- 近ア長
- 參審近ア
- 次総経國万
- 長経協長
- 參貿統
- 參政技二
- 画一理
- 參条協樹
- 長國
- 參政経科
- 長情長文
- 画社專
- 參道内外
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 467/1  
 71年1月30日 17時26分 米 国 省 主 管 発 着 米241  
 71年1月31日 02時29分 本 省 着 米241

外務大臣殿 牛場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワどくガス撤去

第259号 略 至急(ゆう先処理)

貴電米北/第193号及び同第194号に関し

本件に関連していると思われる平和団体につきえい意調査中なるも、団体の数も多く、結果判明にはなお若干の日時を要するので御了承願いたい。

また本件調査促進のため、関係平和団体の名称につき情報あらば御回示わずらわしい。

(了)

(牛場米北/課長に連絡 3/10 0800 電信課)

87

- ソカヒ
- 大政事外外儀官
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長長
- 儀儀人電厚計
- 儀儀文會管給
- 儀儀
- 國資長領移長
- 參調折企
- 參領旅移
- 參地中東
- 長北東西
- 長北北保
- 中南審
- 歐參西東洋
- 長西東
- 近ア長
- 參審近ア
- 次総経國万
- 長経協長
- 參貿統
- 參政技二
- 画一理
- 參条協樹
- 長國
- 參政経科
- 長情長文
- 画社專
- 參道内外
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 467/1  
 71年1月30日 17時15分 米 国 省 主 管 発 着 米241  
 71年1月31日 07時26分 本 省 着 米241

外務大臣殿 牛場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワどくガス撤去

第260号 略 至急(ゆう先処理)

往電第259号に関し

冒頭往電の次第にかかわらず、さらに米政府関係方面に確認したところ、フロリダおきへの輸送計画にたずさわったものも含め当地の米政府どくガス関係者はいずれも問題となつているパンフレットないしそれを作成した平和団体自体を全く承知しておらず、また、右パンフレットに引用されているといわれる「安全基準」のソースとなり得るようなものについても全く考えつかない由。

(了)

(牛場米北/課長に連絡 3/10 0800 電信課)

10

file P